

1 修正のポイント

(1) 防災基本計画の修正（平成 28 年 5 月）に伴う見直し

- 平成 27 年関東・東北豪雨災害における教訓等を踏まえ、近隣市町村への避難場所の指定、Lアラートや携帯電話など避難勧告等を住民に周知する際の手段の追加 等

(2) 平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた見直し

ア 新たな風水害に対応した防災体制の整備に伴う見直し

- 市町村における全庁的な体制への移行や要配慮者利用施設等への情報伝達体制の強化、支援チームをはじめとした県や関係機関による支援体制の強化、水位周知河川の指定の推進、地域の災害リスク等の把握を自主防災組織等の役割として位置付け 等

イ 避難準備情報等の名称変更

- 国において、避難準備情報等の名称を変更したことから、該当箇所を修正。

(3) 平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえた見直し

- 福祉避難所の円滑な設置・運営、避難所以外にいる被災者への「車中」の追加 等

(4) その他所要の見直し

2 主な修正内容

(1) 防災基本計画の修正（平成 28 年 5 月）に伴う見直し

ア 実効性のある避難場所の確保

- 市町村は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けることとしたこと。【第 2 章第 5 節】

イ 適切な避難行動を促す情報伝達

- 市町村は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めることとしたこと。【第 2 章第 5 節】
- 避難勧告等の実施責任者は、避難勧告等の内容を、あらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図ることとしたこと。【第 3 章第 15 節】

ウ 外部支援者等との連携

- 県及び市町村は、社会福祉協議会、被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとしたこと。【第 3 章第 12 節】
- 市町村本部長は、避難所の運営について、避難者、住民、自主防災組織、専門性を有した NPO 等外部支援者等の協力が得られるよう努めることとしたこと。【第 3 章第 15 節】

- 市町村は、避難所の設置を自主防災組織や自治会等と連携して迅速な設置に努めることとしたこと。【第 3 章第 15 節】

(イ) 社会福祉施設等における防災体制の強化

- 要配慮者を対象とした訓練を、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施することとしたこと。【第 2 章第 3 節】
- 市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備することとしたこと。【第 2 章第 6 節】

(ウ) 住民・自主防災組織等に対する防災意識の高揚

- 住民や自主防災組織は、地域の危険箇所や避難場所等を把握するよう努めることとしたこと。【第 2 章第 1 節、第 2 節】

イ 避難準備情報等の名称変更

- 「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
- 「避難勧告」 → 「避難勧告」
- 「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」【第 2 章第 5 節等】

(2) 平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた見直し

ア 新たな風水害に対応した防災体制の整備に伴う見直し

(ア) 県・市町村等における防災体制の強化

- 県及び市町村は、避難勧告等の用語の意味について広報による周知徹底を図ることとしたこと。【第 2 章第 5 節】
- 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、水位周知河川への指定を推進することとしたこと。【第 2 章第 13 節】
- 市町村は、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害の発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行することとしたこと。【第 3 章第 1 節】
- 市町村は、本部長を補佐し、災害応急対策を円滑に行うための組織を設置することとしたこと。【第 3 章第 1 節】
- 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方气象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置し、市町村の避難勧告等発令に係る支援を行うこととしたこと。【第 3 章第 15 節】
- 県は、「風水害対策支援チーム」による検討結果を市町村長等へ伝達することとしたこと。【第 3 章第 15 節】
- 市町村は、台風接近時には、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、今後の見通し、とるべき避難行動について、逐次、住民、要配慮者利用施設へ伝達することとしたこと。【第 3 章第 15 節】

(※右上に続く)

(3) 平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえた見直し

ア 避難所の環境整備

- 市町村は、福祉避難所の設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努めることとしたこと。【第 3 章第 15 節】

イ 車中泊、エコノミークラス症候群対策

- 市町村は、車中泊など避難所以外の場所にいる避難者を早期に把握し、必要な支援等を受け取ることのできる体制の整備を図ることとしたこと。【第 3 章第 15 節】
- 県及び市町村は、車中泊などの被災者に対する健康教育を行うこととしたこと。【第 3 章第 16 節】

(4) その他所要の見直し

- 報道機関の業務の大綱に「防災知識の普及啓発に関すること」を規定したこと。【第 1 章第 4 節】
- 県は、県内の災害派遣精神医療チーム（岩手 D P A T）、関係機関と連携し、迅速かつ適切な精神医療活動を行うこととしたこと。【第 3 章第 16 節】

※ 地震・津波災害対策編、火山災害対策編及び原子力災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行ったこと。